

## 第 2 章 無線従事者

無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければなりません。

### 1 操作範囲

#### (1) 第 2 級陸上特殊無線技士 < 2 陸特 >

- 一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
  - イ 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備
  - ロ 陸上の無線局の空中線電力 10 ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）で 1,606.5 キロヘルツから 4,000 キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの
  - ハ 陸上の無線局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの
  - ニ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力 50 ワット以下の多重無線設備
- 二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作

#### (2) 第 3 級陸上特殊無線技士

- 陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
- 一 空中線電力 50 ワット以下の無線設備で 25,010 キロヘルツから 960 メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの
  - 二 空中線電力 100 ワット以下の無線設備で 1,215 メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

## 2 与えないことができる者

無線従事者の免許を取り消され、取り消しの日から2年を経過しない者には、総務大臣は無線従事者の免許を与えないことができます。

## 3 無線従事者免許の再交付 《2 陸特》

以下に該当する場合は、その免許証の再交付を受けることができます。

- ①無線従事者免許証を汚したとき
- ②無線従事者免許証を失ったとき
- ③氏名に変更を生じたとき

## 4 再交付後に見つけた場合

免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見した時は、発見した日から10日以内に総務大臣又は総合通信局長に返納しなければなりません。

## 5 無線従事者免許証の訂正・再交付

氏名に変更が生じたときは、免許証の再交付を受けなければなりません。



- ・ 海岸局や航空局は使えない
- ・ 免許に関することは全て総務大臣
- ・ 本籍や住所が変更しても再交付の必要はない